

教 高 第 1741 号

令和 7 年 2 月 17 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会

裁決書の謄本について（送付）

令和 6 年 1 月 22 日付け教高第 1427 号で参加を許可した審査請求について
裁決しましたので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 1 項
の規定により、裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人 住所 新潟県上越市北本町4-3-9
氏名 部落解放同盟新潟県連合会
執行委員長 長谷川 均

上記審査請求人から令和5年7月31日付けでなされた「新潟県教育委員会の令和5年7月21日付け教高第711号「公開決定に係る通知書」における部分情報公開の決定」(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

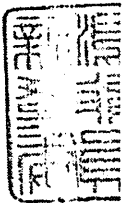
主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 公開請求者から、新潟県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、令和5年2月7日付けで「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」(以下「本件行政文書」という。)の公開請求(以下「本件請求」という。)があった。
- 2 実施機関は、本件請求の対応として本件行政文書を対象文書として特定した上で、本件行政文書には審査請求人に関する情報が記載されているとして、条例第13条第1項の規定に基づき、令和5年3月20日付けで審査請求人に対し、意見書提出の機会を与えた。
- 3 審査請求人は、令和5年3月27日付けで公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

- 4 実施機関は、本件請求の対応として、本件行政文書には、条例第7条第2号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記載された部分を除いて、本件行政文書を部分公開する旨の決定（本件処分）を行い、令和5年7月21日付けで公開請求者及び審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 6 実施機関は、令和6年1月19日、条例第17条第1項の規定に基づき、新潟県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年12月27日、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分公開決定を行ったことは妥当である旨の答申を受けた。
- 7 なお、審査請求人は、令和5年7月31日付けで、審査請求と併せ、実施機関に対し、本件処分の執行停止を申し立てている。この申立てに対して実施機関は、法第25条第2項の規定に基づき、同年8月4日付けで当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び公開請求者にその旨を通知している。
- また、本件審査請求に関して、同年8月15日、公開請求者から、法第13条第1項の規定に基づき、参加の申立てがあり、令和6年1月22日、実施機関はこれを許可している。



審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 校長の「総括」及び「情報提供」に関する文書（以下「本件行政文書①」という。）について

情報公開の請求対象は、令和5年2月3日の確認会及び令和2年以降

の会議の内容を記載した報告書又は議事録や「それに準じたもの」に限られるべきであるところ、それ以外の、校長の「総括」又は「情報提供」的文書が公開請求に含まれている。これらは情報公開請求の対象外の文書というべきであり、公開は誤りである。

処分者は「総括」や「情報提供」文書は「確認会実施の過程で作成されたもの」で「確認会に係る文書である」と弁明するが、「実施の過程で作成」とは、あまりにも無限定である。作成の経緯、確認会との関連が具体的に説明されない中で、何故、審査請求人宛ての文書が対象文書となるのか、全く理解できない。理にかなった説明になっていない。経緯について、詳細な説明をし、確認会と密接不可分の文書であることを処分者において証明すべきである。そうでない限り、確認会議事録に「準じた文書」または「確認会に係る文書」とはいえない。

また、処分者は、条例7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開としてしていると弁明するが、校長の「総括」には審査請求人等の個人名が随所に残る。条例第7条第6号に該当するおそれもある。何より確認会では条例第7条第2号、第6号の該当性を厳格に判断しているにもかかわらず、「総括」は、一転して非常に甘く「あいまい」である。「総括」でも、条例第7条第2号、第6号の該当性は厳格に実施すべきである。

確認会議事録との取扱いの落差は容認できない。議事録と同じように非公開の部分をもっと設けるべきである。

「総括」の条例第7条第2号、第6号の該当性判断を誤った違法不当が残る。

イ 審査請求人が作成し、誤って処分者に渡った文書（以下「本件行政文書②」という。）について

審査請求人がスムーズな「進行」を図る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成したものである。審査請求人の私文書であり、行政文書ではない。

その経緯と趣旨は処分者の担当者も十分に承知していた。本来、確認会の終了後、速やかに審査請求人に返還すべきだったところ、その尽、安易に扱われ、確認会終了後も処分者の手元に残ってしまった。

審査請求人は令和5年3月27日付け意見書で返還を求めているが、それ以前においても担当者に対して返還を求めている。意見書が初めてではない。条例第7条第6号の「事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の趣旨に照らしても、誤って渡し、返還を求めている私的文書を、公開文書とすることは信義則に照らし許されない。

当該文書は条例第7条第2号、第6号の観点からも問題がある。

2 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書①について

本件行政文書①は、部落解放同盟新潟県連合会が「確認会」と称している会の実施の過程で作成されたものである。

「確認会」の内容と開催の流れについて、学校において、差別事象が疑われる事案があった場合の手続きは、次のように行われる。

ア 当該高等学校長が高等学校教育課長に報告

イ 高等学校教育課長から部落解放同盟新潟県連合会に事案があったことを情報提供

ウ 部落解放同盟新潟県連合会が主催する確認会または会議を開催

エ 会の内容を受けて、当該高等学校長が総括文を、高等学校教育課長が報告文を作成し、部落解放同盟新潟県連合会に提出

このことから、審査請求人が情報公開の対象外であると主張している、本件行政文書①は、確認会実施の過程で作成されたものであり、本件請求の「確認会に係る全ての文書」に該当するものである。

また、本件行政文書①は、条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

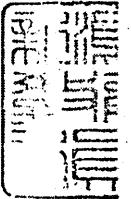
(2) 本件行政文書②について

本件行政文書②は、それぞれ令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布、使用された文書であることから、処分庁においては、誤って入手した文書であるとは認識していない。参加した実施機関の職員が持ち帰り、課内で供覧されていることから、行政文書に該当する。

また、審査請求人による返還要求は、本件請求に係り処分庁が行った意見照会に対する、令和5年3月27日付け意見書において初めて申し立てられたものである。

仮に今回返却した場合には、公開が好ましくない文書について返却することで公開請求の対象から外すという行為を容認することとなり、条例の趣旨を損なうことにもなりかねない。

また、本件行政文書②は、条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各



号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 参加人の主張

参加人は本件処分については実施機関の対応を支持し、その上ですべての関連文書について条例第7条第2号に該当する部分を除いた公開を強く求める立場である。

まず、行政文書の部分公開が執行停止された状態が長く続いている状態は不当なので、どのような形式であれ、速やかな執行を求める。

また、参加人は未だに行政文書部分公開に係る文書の表題すら知らされていない状態である。参加人と実施機関、審査請求人との間で情報の不均衡が生じている状態は不当なので、並行して本件審査請求に係る審査請求書等の資料につき、条例第21条第4項による閲覧を求める。

なお、意見書については、審査請求人又は参加人による閲覧等については意見がないと意見書を提出しているが、そもそも誰が審査請求をしたのかすら形式的には知らされていない状態で意見書を書いており、審査請求の手続きとしては問題のある状態で意見書を出しているので、これで意見を述べたと判断して正しいのかどうかという点、厳密には違法なのではないかと思っている。

審査請求人は、対象となった文書が行政文書に該当するのかと主張しているが、参加人は部落の地名を出せとは一言も言っていない。全く関係のないことを主張しており、その背景事情として全国部落調査や裁判のことを出しているが、そもそも全く関係のない話である。

理 由

- 1 実施機関は、上記のとおり審査会から、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分公開決定を行ったことは妥当であるとの答申を受けた。

審査会答申に示された審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、

もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

よって、審査会としては、この県民の権利を十分尊重して条例を解釈し、本件処分の妥当性について判断することとする。

(2) 本件行政文書①について

ア 特定の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書①については、本件請求の対象外の文書と主張する。

ここで、本件請求の内容は、「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」であり、確認会及び会議に関連するすべての文書が対象となると解するのが相当である。

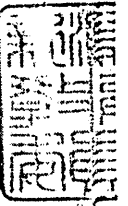
そして、実施機関の説明によると、確認会とは、新潟県立高校において、同和教育の観点から差別事象が疑われる事案が発生した場合に、当該学校の関係者や実施機関、部落解放同盟新潟県連合会等が集まり、その原因を究明し、再発防止のための改善策を協議する会とのことである。

当審査会において、本件行政文書①の内容を確認したところ、確認会の実施を受けて作成された総括文や差別事象が疑われる事案が発生した場合の報告書等であると認められた。通常、このような総括文や報告書等は、会議に関連する文書であり、「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」である。

したがって、本件行政文書①は、本件請求の対象として特定すべき文書であると認められる。

イ 条例第7条第2号及び第6号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、本号ただし書アからウまでに定めるものを除き、個人に関する



る情報は非公開とすることを定めたものと解される。

また、条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号アからオまでに例示されているもののほか、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。

審査請求人は、「校長の総括には審査請求人等の個人名が随所に残る」「確認会議事録と同じように非公開の部分をもっと設けるべきである」と主張しているが、具体的にどの部分がどの条文に該当し、非公開とすべきとの主張をしていない。

そこで、当審査会において本件行政文書①を確認したところ、上記条例第7条第2号及び第6号に該当する部分は認められなかった。また、実施機関が非公開とした情報以上に非公開とする情報があるとは認められなかった。

よって、本号に該当するとして非公開とした実施機関による説明が合理性を欠くとは認められない。

(3) 本件行政文書②の行政文書該当性について

審査請求人は、本件行政文書②については、スムーズな「進行」を図る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成し、誤って処分者に手渡したもので、審査請求人の私文書であり、行政文書ではないと主張する。

一方、実施機関は、令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布、使用された文書であることから、誤って入手した文書であるとは認識しておらず、参加した職員が持ち帰り、課内で供覧されていることから、行政文書に該当すると主張する。

当審査会が確認したところ、本件対象文書②は、令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布され、使用された文書であり、実施機関の職員が持ち帰って課内で供覧し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと認められることから、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当する。

なお、審査請求人は、本件請求の前から返還を求めていると主張するが、公開請求時においては行政文書該当性に問題はなく、行政文書に該当するか否かに影響するものではない。

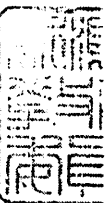
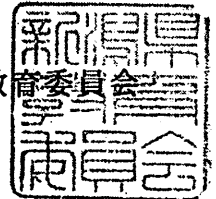
(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

2. 審査会の答申は、上記のとおりであり、実施機関は、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決を行わなければならないことから条例第 17 条第 5 項の規定に基づき、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決する。

令和 7 年 2 月 14 日

新潟県教育委員会



付 記

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



この謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和7年2月17日

新潟県教育委員会



新潟県庁内局

料金後納郵便



0348283

9608032

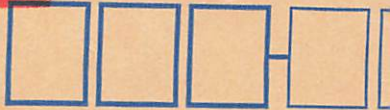
新潟県庁内

18.02.25

NIIGATA

KENCHO NAI

速達



〒252-0021
神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

宮部 龍彦 様

特定記録



〒950-8570 (新潟県庁専用郵便番号)
新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁 高等学校教育課
TEL.025-285-5511(代表)
~~FAX.025-285-7998~~



この広告の収入は、「安全で暮らしやすい新潟」等の実現のために使われます。
県は、広告における企業等の製品及びサービス等を推奨するものではありません。
(広告内容は令和6年4月現在のものです。)

安心できる暮らしの支えに

新潟県民共済



こまったときに、すぐに電話で相談！

祝日をのぞく、すべての曜日でご相談いただけます。

お問い合わせと資料のご請求は

 **0120-43-7730**

電話受付時間／9:00～17:00

各窓口の受付時間と定休日はこちら

	住 所	窓口受付時間	定休日
新潟本部	〒950-0908 新潟市中央区幸西1-1-20	9:00～17:00	土・日・祝日
長岡支所	〒940-2121 長岡市喜多町2919	9:00～17:00	水・日・祝日
上越支所	〒942-0004 上越市西本町3-8-8 直江津ショッピングセンター・エルマール2F	10:00～17:00	木・金・祝日
新発田支所	〒957-0063 新発田市新栄町3-4-7	9:00～17:00	月・火・祝日

関するお問い合わせは出納局会計検査課(TEL025-280-5490)まで。
関することは広告掲載事業者へお問い合わせください。

